

管理規約等改定履歴

マンション
管理部

作成
担当



決議日		議案名称	
2001.09.09	第13期通常総会	第4号議案	動物飼育細則制定に関する件
2007.09.29	第19期通常総会	第3号議案	役員輪番制細則の制定に関する件
2012.09.09	第24期通常総会	第5号議案	暴力団等の排除に関する細則
2014.09.28	第26期通常総会	第2号議案	管理規約変更に関する件 (規約部分の全面改訂)
2015.09.27	第27期通常総会	第5号議案	修繕委員会細則制定に関する件
2018.06.03	第30期臨時総会	第1号議案	居住者名簿作成・運用・保管細則制定に関する件
		第2号議案	管理規約第12条の改正に関する件
2018.09.29	第30期通常総会	第3号議案	居住者名簿細則改正に関する件
2019.09.28	第31期通常総会	第4号議案	管理規約別紙第1の改正に関する件

動物飼育細則

動物の飼育について動物飼育細則を次のとおり定める。

(飼い主の心構え)

第1条 ルネ我孫子において動物を飼育するもの(以下「飼い主」という)は、次の事項を常に心がけなければならない。

- (1)他の居住者の立場を尊重し、快適な生活環境の維持向上を図ること。
- (2)命あるものである動物の本能、習性を理解するとともに、飼い主としての責任を自覚し、動物を終生、適正に飼うこと。
- (3)動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法、犬及び猫の飼養及び保管に関する基準を守ること。

(飼い主の守るべき事項)

第2条 飼い主は、次に掲げる次項を守り、動物を適正に飼わなければならない。

一 基本的な事項

- (1)動物は自己の専有部分内で飼うこと。(バルコニー等不可)
- (2)自己の専有部分以外で、動物に餌や水を与えたり、排泄をさせないこと。
- (3)動物の異常な鳴き声や糞尿等から発生する悪臭によって、近隣に迷惑をかけること。
- (4)動物は、常に清潔に保つとともに、疾病の予防、害虫の発生防止等の健康管理を行うこと。
- (5)動物による汚損、破損、損害等が発生した場合には、その責任を負うとともに、直ちに管理組合へ届け出をし、誠意を持って解決を図ること。
- (6)犬は、法律で定められた予防注射及び登録を毎年行い、その証明書のコピーを管理組合へ提出すること。
- (7)犬、猫等は、混合ワクチンを接種させ、その証明書のコピーを管理組合へ提出すること。
- (8)犬、猫には、人と動物の共生に配慮しつつ以下のような「しつけ」を行うこと。

<犬>

- ① 人に危害を加えない
- ② 号令に従ってフセ、スワレ、マテができる。
- ③ 他の動物と接触しても興奮状態にならない。
- ④ 無駄吠えしない。
- ⑤ むやみに排泄しない。

<猫>

- ① 決められた場所で排泄ができる。
- ② 決められた場所で爪とぎができる。

(9)犬、猫には、避妊去勢手術等の繁殖制限措置を行うよう努めること。

- (10)動物による汚損、破損、損害等が発生した場合には、その責任を負うとともに、誠心誠意をもって解決を図ること。尚、動物が他の居住者に等に危害を及ぼした場合には、直ちに管理組合に通知し、動物保護センターに届け出ること。
- (11)地震、火災等の非常災害時には、動物を保護するとともに、動物が他の居住者等に危害を及ぼさないよう留意すること。
- (12)動物が死亡した時には、適切な取扱いを行うとともに、管理組合に通知すること。
- (13)動物の所有者を明確にする措置を行うこと。

二 他の居住者等に配慮する事項

- (1)自己の専有部分以外で動物の毛や羽の手入れ、ケージの清掃等を行わないこと。
- (2)動物の毛や羽の手入れ、ケージの清掃等を行う場合は、必ず窓を閉めるなどして、毛や羽等の飛散を防止すること。又、バルコニーではこのような行為は行わないこと。
- (3)犬、猫等が自己の専有部分以外で万一排泄した場合は、糞尿を必ず持ち帰るとともに、衛生的な後始末を行うこと。
- (4)専有部分以外では動物は抱きかかえ、又はケージ等に入れて移動すること。ただし、大型犬の場合は、リードを付けて飼い主の側に寄せて移動すること。
- (5)エレベーターの利用は禁止とする。

(飼うことのできる動物の種類)

第3条 区分所有者及び占有者が飼うことのできる動物は、原則として犬、猫、哺乳類などの小動物（ハムスター、ウサギ、カメなど）、小鳥などとし、それ以外の動物は、事前に管理組合と協議の上決定する。ただし、次の各号に該当する動物については、飼養を認めないものとする。

- ① 過去に人の身体に危害を加えたことのある動物
- ② 今後人の身体に危害を加える恐れのある動物
- ③ 人及び他の動物に伝染する恐れのある動物
- ④ 毒を有する動物
- ⑤ 定期的な健康診断、予防接種を行っていない犬、猫等の動物

(飼うことのできる動物の大きさ)

第4条 区分所有者及び占有者が飼うことのできる動物の大きさ（成長時）は、緊急時に飼い主が自分で抱きかかえて避難させることができる範囲を基本とする。本細則制定前に飼育されている大型犬は、一代限りとする。

(飼うことのできる動物の数)

第5条 区分所有者及び占有者が飼うことのできる動物の数は、緊急時に自分及び同居者において避難させることができる範囲を基本とする。原則として、犬及び猫等の飼育は合計2匹までとし、ケージ等の中で飼う動物については、適正飼養を考慮すること。

(申請者の行う手続き)

第6条 居住者は、管理組合に対して次に掲げる手続を行わなければならない。

- (1) 動物を飼う場合は、あらかじめ別紙動物飼育承認申請書を提出し、この細則を遵守する旨を誓約すること。
- (2) 犬を飼う場合は、前項の手続とともに、狂犬病予防法第4条に規定する登録及び狂犬病予防法第5条に規定する予防注射を行った旨の証明書を提示すること。ただし、証明書は第4条：鑑札、第5条：注射済票のコピーの提出に代えるものとする。
- (3) 管理組合は動物飼育承認申請書及び必要書類を受理した後、適正と判断した場合には動物飼育承認書を発行する。
- (4) 動物を飼わなくなった場合は、その旨を届けること。

(使役犬に対する配慮)

第7条 居住者が、盲導犬、聴導犬、介護犬等の動物(以下「使役犬」という)を必要とする場合においては、管理組合及び他の居住者は、その動物の必要性に十分に配慮するものとする。又、使役犬については次に掲げる項目の適用を除外する。

- (1) 第2条(飼い主の守るべき事項)の第二項第(4)号、第(5)号
- (2) 第3条(飼うことのできる動物の種類)
- (3) 第4条(飼うことのできる動物の大きさ)
- (4) 第5条(飼うことのできる動物の数)

(飼い主に対する指導、禁止等)

第8条 飼い主がこの細則に違反し改善が図れない場合には、管理組合がその飼い主を指導することができる。度重なる指導にもかかわらず改善が図れない場合には、管理組合は、その飼い主に対し動物を飼うことを禁止することができる。動物を飼うことが禁止された飼い主は、新たな飼い主を探すなど、速やかに適切な措置をとらなければならない。

(定めなき事項)

第9条 本細則に定めのない事項については、理事会にて協議し、決定する。

以上

平成 年 月 日

号室

殿

ルネ我孫子管理組合

動物飼育承認書

貴殿から平成 年 月 日付にて申請のあった動物飼育承認申請書は、下記
の関係書類とともに受理致しました。以降、動物飼育細則を遵守することを前提に、
当該動物の飼育を承認致します。

(飼育する動物)

動物の種類			
性別・色	雄・雌	色	色
誕生年月日	西暦	年	月 日生
動物の体長・体高・体重	cm・	cm・	kg

<必要添付書類；該当箇所に○印>

- ① () 当該動物の写真
- ② () 保健所犬鑑札 (写)
- ③ () 狂犬病予防注射済票 (写)
- ④ () その他

以上

平成 年 月 日

ルネ我孫子管理組合理事長 殿

申請者 _____ 号室

氏名 _____ 印

動物飼育承認申請書

私は、下記の動物を飼育致したく、動物飼育細則第6条第一号の規定に基づき、必要書類を添付の上、下記の通り申請致します。

尚、動物の飼育にあたっては、法定事項及び管理規約並びに動物飼育細則を遵守し、他に危害、迷惑を掛けません。万一違反した場合は、全責任を負うとともに、動物飼育を禁止されてもこれに従うことを誓います。

(飼育する動物)

動物の種類			
性別・色	雄・雌	色	色
誕生年月日	西暦	年	月 日生
動物の体長・体高・体重	cm・	cm・	kg

<必要添付書類；該当箇所に○印>

- ① () 当該動物の写真
- ② () 保健所犬鑑札(写)
- ③ () 狂犬病予防注射済票(写)
- ④ () その他

第3号議案

役員輪番制細則の制定に関する件

〈議案趣旨説明〉

ルネ我孫子管理組合運営の代表機関である理事会役員の選出については、毎年6名の役員を選出することと管理規約により規定されております。

そこで、今後の管理組合運営を確実に継続させていくこと、多くの区分所有者の方に役員を経験していただくことなどを目的とした具体的な役員選出方法『役員輪番制細則』をここに定めることとします。

役員輪番制細則（案）

（趣旨）

第1条 この細則は、ルネ我孫子管理規約（以下「規約」という。）第36条（役員の構成および選任）の規定に基づき、管理組合役員（以下「役員」と称する。）の選出手順の細部を定め、管理組合の円滑な運営及び居住者負担の公平性を期する。

（役員を選出）

第2条 役員を選出は輪番制及び自由立候補制とする。

2 全42住戸のブロック分けについては、下記の通り、複数のブロックに分け、原則としてブロックごとの輪番制を採用し、各1名の役員候補者を選出するものとする。

輪番制の原則							
6ブロック	601	602	603	604	605	606	704
5ブロック	501	502	503	504	505	506	703
4ブロック	401	402	403	404	405	406	702
3ブロック	301	302	303	304	305	306	307
2ブロック	201	202	203	204	205	206	207
1ブロック	101	102	103	104	105	106	701

(役員選任辞退等の手続き)

第3条 やむなき理由により役員就任を辞退する場合は、辞退理由を書面にて理事会に提出する。

2 管理組合理事会は前項によって提出された理由を審議の上、真にやむを得ないと判断される場合には、それを仮承認し、当該候補者以外の候補者を輪番制の原則により選出し、同様の手続きにより承諾を得るものとする。

3 理事会において提出された理由が公平・常識に照らして仮承認出来がたい場合は、その旨を提出者に伝達し、再考を促すものとする。

4 第3項によって当該候補者の役員就任ができない場合には、理事会は当該候補者以外の候補者を輪番制の原則により選出し、同様の手続きにより承諾を得るものとする。

5 第2項及び第4項の場合は、当該役員選出の経緯を総会に報告するとともに、次項に示す権利の制限について総会で承認を得るものとする。

6 第2項及び第4項による役員の交代は、役員の仕事が免れることとはならず、正当な理由がない限り次期役員の仕事にあたるものとする。

(細則の改廃)

第4条 この細則の変更又は廃止は、総会の決議を経なければならない。ただし、この細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければ、することができない。

(施行)

第5条 本細則は、平成19年9月29日から、その効力を生ずるものとする。

第5号議案 暴力団等の排除に関する細則

区分所有者及び占有者による暴力団等の介入防止の目的から、この細則を定めます。

（「共同の利益に反する行為」の確認）

第 1 条 区分所有者及び占有者は、次の一に該当するに至った場合、「区分所有法」の第1章第7節が適用される第6条第1項に規定する「共同の利益に反する行為」とすることを確認し合うものとする。

- (1) 暴力団構成員、準構成員、その他暴力団関係者及び常習的暴力行為者であることが判明したとき。
- (2) 専有部内に暴力団構成員、準構成員、常習的暴力行為者その他暴力団関係者を居住させ、又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。
- (3) 共用部分に、暴力団の組織、名称、活動に関する看板、名札、写真、絵画、ちょうちん、代紋その他これに類する物件を掲示若しくは搬入したとき。
- (4) 専有部内又は本マンションにおいて、暴力、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、逮捕監禁、凶器準備集合、賭博、売春、ノミ行為、覚せい剤、けん銃、火薬類等に関する犯罪を行い、又は関係のある者がこれらの犯罪を行ったとき。
- (5) 専有部内又は本マンションにおいて、暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動を行い、他の入居者、出入者、管理者等に迷惑、不安感、不快感等を与えたとき。
- (6) 専有部の売買契約に際して、暴力団構成員、準構成員その他暴力団関係者及び常習的暴力行為者について保証又は紹介したとき。

（排除と賠償の責任）

第 2 条 本細則を遵守しないことによって他に迷惑又は損害を与えた区分所有者は、その排除と賠償の責任を負わなければならない。

（附 則）

第 3 条 本細則は平成24年9月9日から効力を発する。

ルネ我孫子管理組合修繕委員会細則

(目的)

第1条 この細則は、ルネ我孫子における大規模修繕工事の実施に際し、ルネ我孫子管理規約第60条（専門委員会の設置）に基づく理事会の諮問機関として必要な事項を定めることにより、大規模修繕工事を円滑かつ適正に執行することを目的とする。

2 前項の大規模修繕工事とは、「建物の全体又は複数の部位について行う大規模な計画修繕工事」を指す。

(名称)

第2条 前条の諮問機関は、ルネ我孫子管理組合修繕委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(委員会の役割)

第3条 委員会は、理事会を補佐するため理事会の諮問機関として大規模修繕工事に関する事項について調査、検討し、答申するものとする。

(委員会の構成)

第4条 委員会は、5名程度の人数をもって構成する。

(委員の資格)

第5条 委員会の委員は、修繕委員（以下「委員」という。）と称する。

2 理事は委員を兼務することができる。なお、理事長は委員を兼務することが出来ない。

3 委員は、ルネ我孫子に現に居住する組合員の中から、公募及び組合員からの推薦により理事長が理事会の決議を得て選任する。

(役員)

第6条 委員会に次の役員を置く。

- 一 委員長
- 二 副委員長
- 三 書記・広報担当
- 四 管理組合担当

2 委員長は理事会が選任し、副委員長、書記・広報担当及び連絡担当は委員の互選により選任するものとし、委員長以外の者は兼務することも出来る。なお、管理組合担当は理事が担うものとする。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、第5条第3項の理事長の選任を受けた日から第18条に定める委員会解散の日までとする。なお、管理組合担当は、理事の任期に準ずるものとする。

- 2 委員がその資格を失った時、または長期間出席できない事情等を理事会が認めたとき、委員は退任となる。
- 3 委員に欠員が生じた場合、委員会における審議、理事会での承認を得た上で、補充することができる。

(委員等の誠実義務等)

第8条 委員は、組合員のため、誠実にその職務を遂行するものとする。

- 2 理事会は委員会からの答申について尊重しなければならない。
- 3 委員会及び理事会は、大規模修繕工事の透明性確保のため、適切に広報活動を行うよう努めるものとする。

(委員への報酬等の支払い)

第9条 管理組合は、総会の決議を得て、委員会の運営に必要な経費及び報酬を委員へ支払うことができる。

(委員長)

第10条 委員長は、委員会を代表し、その業務を統括する。

- 2 委員長は、理事会から諮問された事項の経過を随時理事会に報告しなければならない。
- 3 委員長は、諮問された事項が終了した場合は理事会に答申するものとする。また、理事会の指示により総会等において発表するものとする。

(副委員長)

第11条 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行し、委員長が欠けた時は新たに選任されるまでの間、その職務を行う。

(委員)

第12条 委員は、委員会を構成し、委員会の定めるところに従い、委員会の業務を担当する。

- 2 書記・広報担当は委員会の議事録及び第17条の記録を作成し、起案する業務及び大規模修繕工事に関する広報、組合員に対するアンケート等の業務を担当する。
- 3 管理組合担当は理事会との連絡調整業務を担当する。

(委員会の招集)

第13条 委員会は、委員長が必要の都度招集するものとする。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(委員会の議事)

第14条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決するものとする。

2 議事録は書記・広報担当が作成し、委員長、副委員長及び出席委員1名が署名するものとする。

(諮問内容)

第15条 委員会は、第1条の目的を達成するため、理事会からの諮問に基づき、大規模修繕工事实施の計画から工事完了に至るまでの次の各号を審議する。

- 一 建物の調査・診断に関する事
- 二 工事範囲、工事仕様、工法、工事費及び見積り等の適否に関する事
- 三 工事発注方式、施工業者等の選定に関する事
- 四 工事内容について施工業者との打合せに関する事
- 五 工事竣工検査に関する事
- 六 その他理事会から諮問のあった事項に関する事

(委員会運営費等)

第16条 委員会の運営に要する費用は、管理費会計から支出する。

2 前条に要する委託費用は、総会決議を得て修繕積立金会計から支出することができる。

(決定事項の記録)

第17条 委員長は、委員会等での決定事項を記録しなければならない。

2 記録には、決定した事項等を記載し委員長、副委員長及び出席委員1名が署名押印するものとする。

3 委員長は本記録を理事長に提出する。

(委員会の解散)

第18条 理事長は大規模修繕工事に関する委員会の業務が完了したと認めたとき、又は、委員会から担当業務は完了した旨の申出がなされたとき、理事会の決議により委員会を解散するものとする。

(補足事項)

第19条 この細則に定めのない事項については、委員会で決議を経たのち、理事会承認を得て行なうものとする。但し、細則の改正は総会での承認を必要とする。

(附則)

この細則は、平成27年10月1日から、効力を発する。

居住者名簿作成・運用・保管細則（案）

（趣 旨）

第 1 条 本細則は、ルネ我孫子管理規約（以下「管理規約」という）第 69 条（帳票類の作成、保管）の規定に基づき、管理組合員及び居住者名簿（以下「名簿」という）の作成、運用、保管に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利用の目的）

第 2 条 理事長は、名簿を次の各号に掲げる目的のために利用するものとし、他の目的に供してはならない。

- 一 総会の通知（開催、決議事項等）
- 二 理事会の通知（開催、決議事項等）
- 三 管理規約第 35 条（業務）に定める管理組合の業務遂行
- 四 管理規約第 36 条（業務の委託等）に定める管理組合業務の全部又は一部をマンション管理業者等に委託し、又は請け負わせる場合
- 五 その他理事会が必要と判断した業務

（名簿掲載情報）

第 3 条 名簿に記載する情報は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 部屋番号
- 二 管理組合員及び占有者の氏名
- 三 管理組合員及び占有者の同居人氏名
- 四 管理組合員及び占有者の住所
- 五 管理組合員及び占有者の連絡先（電話番号等）
- 六 緊急連絡先
- 七 災害時等の支援の要否
- 八 災害時等の有用な資格等の有無

（名簿情報の取得）

第 4 条 名簿に関する情報は、管理規約第 34 条（届出義務）に基づく届出によるものとする。

（名簿の更新）

第 5 条 理事長は、前条により取得された情報を基に名簿を原則として 1 年に 1 回更新するものとする。

(名簿の管理、保管)

第 6 条 理事長は、名簿原本を管理事務室書庫に施錠の上、厳重に保管するものとし機密保持のため、写しは作成しないものとする。

(名簿の閲覧)

第 7 条 理事長は、組合員又は利害関係人の理由を付した書面による請求があったときは、正当な理由があると認められる場合には閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定する事ができる。

2 前項により名簿を閲覧する者は、閲覧した情報について閲覧の目的以外にこれを利用してはならない。

(細則の効力及び遵守義務)

第 8 条 本細則は、管理組合員の包括承継人及び特定承継人に対しても、その効力を有する。

2 占有者は、管理組合員がこの細則に基づいて負う義務と同一の義務を負うものとし、同居する者に対してもこの細則に定める事項を遵守させなければならない。

(定めなき事項)

第 9 条 本細則に定めのない事項については、規約及び総会の決議で定められたところによる。

(細則の改廃)

第 10 条 本細則の変更又は廃止は、総会の決議を経なければならない。

(施 行)

第 11 条 本細則は、2018年6月4日から、その効力を生ずるものとする。

第2号議案：管理規約第12条の改正に関する件(特別決議)

※当議案は特別決議事項であることから、組合員総数の4分の3以上及び議決権総数の4分の3以上で決する。

6月15日に住宅宿泊事業法が施行されることに伴い、第30期理事会ではその可否についてアンケートを行いました。理事会議事録でも報告致しましたが、民泊を容認しないとのご意見が大多数でしたので、管理規約にて明確に禁止する旨を記載することを提案致します。皆様のご承認の程、お願い申し上げます。

記

議決事項：管理規約第12条の改正(第2項以降の追加)

改定内容：以下に記載の通り

改定日：2018年6月4日

改正前	改正後
第12条(専有部分の用途) 区分所有者は、その専有部分を専ら住宅として使用するものとし、他の用途に供してはならない。	現行通り
条文無し	2 区分所有者は、その専有部分を住宅宿泊事業法第3条第1項の届出を行って営む同法第2条第3項の住宅宿泊事業に使用してはならない。
条文無し	3 区分所有者は、前項のほか、その専有部分を、不特定の第三者を対象として宿泊及び滞在の用に供すること又はこれらに類する営業行為による事業を行う用途に供してはならない。
条文無し	4 区分所有者は、前3項に違反する用途を使用することを内容とする広告の掲載その他の募集又は勧誘を行ってはならない。

参考

住宅宿泊事業法第2条第3項

この法律において「住宅宿泊事業」とは、旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第三条の二第一項に規定する営業者以外の者が宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業であって、人を宿泊させる日数として国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより算定した日数が一年間で百八十日を超えないものをいう。

住宅宿泊事業法第3条第1項

都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区(以下「保健所設置市等」という。))であって、その長が第六十八条第一項の規定により同項に規定する住宅宿泊事業等関係行政事務を処理するものの区域にあっては、当該保健所設置市等の長。第七項並びに同条第一項及び第二項を除き、以下同じ。)に住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者は、旅館業法第三条第一項の規定にかかわらず、住宅宿泊事業を営むことができる。

第3号議案：居住者名簿細則改正に関する件

1. 議案趣旨

6月3日開催の臨時総会で居住者名簿作成・運用・保管細則を制定を提案し、承認いただきましたが、その際に出席者よりいただいたご意見について第30期理事会で協議の上、改正案を改めて提案致します。皆様のご承認をお願い申し上げます。

記

議決事項： 居住者名簿作成・運用・保管細則の改正

改正内容： 31, 32^レ -ジ^ル の通り (下線部分が改正箇所です。)

書式： 33^レ -ジ^ル の通り

改正日： 2018年9月30日

お願い事項： 本議案が承認された場合、書式を皆様に配付致しますので、ご記入、ご提出につきまして、何卒、ご協力の程、お願い申し上げます。

居住者名簿作成・運用・保管細則（改正案）

（趣 旨）

第 1 条 本細則は、ルネ我孫子管理規約（以下「管理規約」という）第 69 条（帳票類の作成、保管）の規定に基づき、管理組合員及び居住者名簿（以下「名簿」という）の作成、運用、保管に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利用の目的）

第 2 条 理事長は、名簿を次の各号に掲げる目的のために利用するものとし、他の目的に供してはならない。

- 一 総会の通知（開催、決議事項等）
- 二 理事会の通知（開催、決議事項等）
- 三 管理規約第 35 条（業務）に定める管理組合の業務遂行
- 四 管理規約第 36 条（業務の委託等）に定める管理組合業務の全部又は一部をマンション管理業者等に委託し、又は請け負わせる場合
- 五 その他理事会が必要と判断した業務

（名簿掲載情報）

第 3 条 名簿に記載する情報は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 部屋番号
- 二 管理組合員及び占有者の氏名
- 三 管理組合員及び占有者の同居人氏名
- 四 管理組合員及び占有者の住所
- 五 管理組合員及び占有者の連絡先（電話番号等）
- 六 緊急連絡先
- 七 災害時等の支援の要否
- 八 災害時等の有用な資格等の有無

（名簿情報の取得）

第 4 条 名簿に関する情報は、管理規約第 34 条（届出義務）に基づく届出によるものとする。

（名簿の更新）

第 5 条 理事長は、前条により取得された情報を基に名簿を原則として 1 年に 1 回更新するものとする。なお、この場合、更新前の名簿は管理組合が破棄するものとする。

(名簿の管理、保管)

第 6 条 理事長は、名簿原本を管理事務室書庫に施錠の上、厳重に保管するものとし機密保持のため、写し(電子データも含む)は作成しないものとする。

(名簿の閲覧)

第 7 条 理事長は、組合員又は利害関係人の理由を付した書面による請求があったときは、正当な理由があると認められる場合には閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定する事ができる。

2 前項により名簿を閲覧する者は、閲覧した情報について閲覧の目的以外にこれを利用してはならない。

(細則の効力及び遵守義務)

第 8 条 本細則は、管理組合員の包括承継人及び特定承継人に対しても、その効力を有する。

2 占有者は、管理組合員がこの細則に基づいて負う義務と同一の義務を負うものとし、同居する者に対してもこの細則に定める事項を遵守させなければならない。

(定めなき事項)

第 9 条 本細則に定めのない事項については、規約及び総会の決議で定められたところによる。

(細則の改廃)

第 10 条 本細則の変更又は廃止は、総会の決議を経なければならない。

(施行)

第 11 条 本細則は、2018年6月4日から、その効力を生ずるものとする。

2 本細則改正は2018年9月30日から、その効力を生ずるものとする。

(秘) 居住者名簿 (緊急連絡先等届出書) (案)

年 月 日

ルネ我孫子管理組合
理事長 殿

(区分所有者 ・ 区分所有者以外)
届出者 印

利用目的	管理組合運営、防犯および防災に限定
共同利用	総合ハウジングサービス株式会社

受付日	年 月 日
-----	-------

部屋番号	号室					
区分所有者との関係	区分所有者本人・賃借人・兄弟姉妹・その他親族・使用人 ()					
世帯主	フリガナ			自宅TEL		
	氏名			生年月日	明治・大正	年 月 日生
	勤務先			勤務先TEL	昭和・平成	
同居者	フリガナ	続柄	生年月日	勤務先・ 学校名等	災害発生時 等の支援に ついて	災害時に有 用な資格等 の有無
	氏名				要 ・ 不要	有 ・ 無
			年 月 日		要 ・ 不要	資格
			年 月 日		要 ・ 不要	資格
			年 月 日		要 ・ 不要	資格
			年 月 日		要 ・ 不要	資格
			年 月 日		要 ・ 不要	資格
			年 月 日		要 ・ 不要	資格
緊急連絡先	連絡先名称	住所・電話番号・メールアドレス				

第4号議案：管理規約別紙第1の改正に関する件

本議案は第3号議案が否決された場合、決議致しません。

1. 議案趣旨

第3号議案で可決されたバイク置場の新設に伴い、本議案ではバイク置場使用料の金額について審議致します。皆様のご承認をお願い申し上げます。

記

議決事項： 管理規約別紙第1の改正
(バイク置場使用料の制定)

制定内容： バイク置場使用料 2,000円/月 とする。

制定日： 2019年10月1日

なお、第2号議案で決議された場合の修繕積立金一覧表は2020年1月1日が運用開始日となります。

注意事項： ・別紙第1については区画数(台数)につきましても変更となります。

別紙第1 管理費等および専用使用料一覧表

(1)タイプ別管理費等一覧表

タイプ名称	専有面積 単位 m ²	管理費 単位 円/月	修繕積立金 単位 円/月
AT	83.93	15,040	15,060
A1	83.93	15,040	15,060
AR'	83.93	15,040	15,060
A4	83.93	15,040	15,060
A5	83.93	15,040	15,060
A6	83.93	15,040	15,060
A・D	83.93	15,040	15,060
AR・DR	83.93	15,040	15,060
A7・D7	77.53	13,950	13,970
B1	75.08	13,450	13,460
B	75.08	13,450	13,460
BR	75.08	13,450	13,460
B7	70.51	12,690	12,710
C1・D1	101.38	18,160	18,170
E1	114.23	20,510	20,530
E	97.73	17,570	17,590
ER	97.73	17,570	17,590
E7	92.36	16,560	16,580
F1	116.12	20,850	20,870
F	99.62	17,900	17,920
トランクルーム	3	700	420

(2)専用使用料

		使用料 単位 円/月
駐車場	28台	9,000
バイク置場	4区画	2,000円
自転車置場	8区画	1,000
自転車置場	34区画	500
ルーフバルコニー	A4 B7	2,400
ルーフバルコニー	E7	2,600

注1 上記管理費の他に、町会費(月額250円)があります。